

秋田県告示第289号

平成30年4月9日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長 中村悟から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、公表する。

平成30年5月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 事件

(1) 年間手当に関する事。

2 日時

平成30年6月13日以降、要求解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

3 場所

鹿角市花輪字向畑18番地	かづの厚生病院
北秋田市下杉字上清水沢16番地29	北秋田市民病院
能代市落合字上前田地内	能代厚生医療センター
南秋田郡八郎潟町川崎字貝保98番1	湖東厚生病院
秋田市飯島西袋一丁目1番1号	秋田厚生医療センター
由利本荘市川口字家後38番地	由利組合総合病院
大仙市大曲通町8番65号	大曲厚生医療センター
横手市前郷字八ツ口3番1	平鹿総合病院
湯沢市山田字勇ヶ岡25番地	雄勝中央病院
秋田市八橋南二丁目10番16号	秋田県厚生連本所

4 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、デイケア、予約検査のための保安要員を除く全部又は一部組合員によるストライキその他の全ての行為を行う。